

令和5年度第2回伊勢市ふるさと未来づくり推進委員会 会議録

〔日 時〕 令和5年8月23日（水）午後1時30分～午後3時

〔場 所〕 伊勢市役所東館5階 5－3会議室

〔出席委員〕 岩崎 恭典 氏（四日市大学）
池山 敦 氏（皇學館大学）
馬瀬 清美 氏（伊勢市社会福祉協議会）
浦田 宗昭 氏（いせ市民活動センター）

○事務局

浦井 由紀恵（環境生活部 参事）
小林 進（市民交流課 課長）
太田 徹（市民交流課 係長）
中村 竜基（市民交流課 職員）

1. あいさつ

池山委員長よりあいさつ。また、委員の伊藤 由美子氏（伊勢商工会議所）が欠席である旨を報告。

2. 第1回ふるさと未来づくり意見交換会の概要について

事務局より令和5年7月28日に開催された第1回ふるさと未来づくり意見交換会の概要について説明した。

第1回ふるさと未来づくり意見交換会では、まちづくり協議会の参加者から今後の事務運営費及び活動事業費、臨時特例事業、役員報酬等の意見を聞いた。また、まちづくり協議会事務局の雇用状況を調査してほしいとの意見があり、意見交換会後にアンケート調査を実施した。

事務運営費・活動事業費については、事務運営費について多くの意見があった。特に事務局長の給与が少ない、また、給与の予算が不足しているという意見があった。

そして、まちづくり協議会の雇用契約書や就業規則の作成状況が、団体によって異なるため、伊勢市から基準を示してほしい、また、雇用状況について調査してほしいという意見があった。

臨時特例事業については、全体的に令和6年度で制度を終了しないでほしい、何らかの支援を継続してほしいという意見であった。新規事業のイニシャルコストが多くかかるため、そこへの支援をしてほしいという意見が多数あった。また、臨時特例事業について他のまちづくり協議会がどのような活動をしているか教えてほしいとの意見もあった。

役員報酬については、事務局の予算の確保が難しい中で、役員報酬まで予算を確保することができないという意見があった。

まちづくり協議会事務局状況アンケートの結果については、まちづくり協議会23団体中22団体

から回答があり(委員会終了後、残りの1団体からも回答あり)、事務局長18名中12名が月8万円の給与となっている。伊勢市がまちづくり協議会の発足当時を示したということもあり、月8万円が標準的なたちとなっている。事務員は、時給制のところが多く、933円から1,000円の範囲内となっている。

委員 事務局の給与が月8万円というのは、かなり前に決めたことであるか。

事務局 平成27年4月1日に全てのまちづくり協議会が発足したが、それ以前の決めである。

委員 それは見直した方が良い。

また、1団体だけ事務局長及び事務員が不在しているところがある。

事務局 その団体は、会長と副会長がおり、副会長が無償で事務的な役割を担っている。

委員 事務局長及び事務員が不在という団体があるが、まちづくり協議会の間で活動の差は顕著であるか。

事務局 コロナの影響もあるが、交付金の執行状況は、事務局長及び事務員が不在の団体は、交付した金額の非常に大きな割合、半分近くを伊勢市へ返還している状況である。

委員 事務局体制がしっかりしていないと事業がなかなか回せないということは確かである。

委員 NPOで活動していると、同じ悩みが多くある。ひとつは事務局の人件費について、団体組織を運営していくためには事務局が非常に要になるため、昔の金額ではなくて現在の金額で考えてもらいたい。

そして、NPOが今ひしひしと感じているのは、ボランティアが非常に減っているということである。若い方は、共働き世帯が増加し、ボランティアに参加する方が少なくなっている。年齢が高い方も、退職後に働く方が増えている。そういう非常に厳しい状況を考えると、ある程度賃金がないと人が集まらない。これは一般の企業でも同じであろう。ボランティアで動くにしても、そこへある一定の賃金が必要である。

委員 無償でやっけては、若い方は入ってこない。日本では労働人口が減少している。退職後は企業で働いており、その分地域活動する方々が減少している。その方々を地域活動へ引き戻そうとするときには、少なくとも最低賃金は払わなければならないし、まちづくり協議会の活動の中で、最低賃金を確保できるような収入源を得るための活動を行うためには、事務局体制がないとできない。事務局をしっかり持つためには、少なくとも最低賃金は払えるような、また、ある程度残業代も出せるぐらいの、余裕のある人件費の確保が必要であるし、税金の壁も突破せざるを得ないであろう。私は無償でできる地域活動は防犯防災しかなく、それ以外は資金がないと動いていけないと思っている。防犯防災活動は稼ぐことができないため、いろいろなセクションが補助金を出している。それ以外の活動については、自分たちで稼ごうとしたら稼ぐと考える。

委員 基本的にまちづくり協議会の活動は、皆がボランティアで参加しているというスタートラインがあって、その中で事務局長及び事務員だけが有給である。自分(現在の事務局長及び事務員)の時は良いが、後継者がいないことも考えなければいけないし、皆がボランティアでやっているのに事務局長だけ給与をもらっているため、事務局長から言いにくいということとはとても理解できる。

3. 令和7年度からのふるさと未来づくり資金について

事務局よりふるさと未来づくりにかかる今後の方向性として「①事務運営費」、「②臨時特例事業に代わる新制度（持続可能な未来づくり事業【仮称】）」及び「③地域の主要課題の把握・設定のしくみ（地区まちづくり計画の見直し推進）」の3つの案を提案した。

「①事務運営費」については、まちづくり協議会の持続的運営に必要な活動人材を安定的に確保していくため、事務事業の整理・効率化による負担抑制とともに、事務局長・事務員の時間外執務手当を適正に支給できる活動環境の整備が必要である。昨今の最低賃金や消費者物価指数の上昇も考慮に入れ、事務運営費の改定の必要性を検討する。

「②臨時特例事業に代わる新制度（持続可能な未来づくり事業【仮称】）」については、令和6年度末に制度の期限を迎える臨時特例事業について、制度（分野、採択条件等）を変更し、将来に向けた持続的な地域運営・人材確保に資する事業に対して補助金を交付する案を提案した。まちづくり協議会の事業拡大による負担を抑制するため、予算額や事業ごとの継続年数には制限を設ける方向性である。

「③地域の主要課題の把握・設定のしくみ（地区まちづくり計画の見直し推進）」については、各まちづくり協議会が意見交換会・アンケート調査等により地域の主要課題の把握・設定を行い、次年度の活動及び地区まちづくり計画に反映できるしくみを構築していく。また、事務局長等（会長や事務員等、事務局長以外も可）を集落支援員【仮称】に委嘱し、意見交換会・アンケート調査等の実施に係る交付金を追加交付することを検討する。

委員 「①事務運営費」について、例えば事務局の給与の月額8万円が月額10万円になれば、年額120万円になるため、税金の壁が越える場合、源泉徴収する必要がある。年金を受け取っている場合は、それにも関係してくる。給与を受け取るか受け取らないか、金額をいくらにするかは個別のまちづくり協議会に考えてもらう部分である。

委員 デメリットも含め、報酬を決めるしくみが必要であろう。

委員 他の自治体だと、まちづくり協議会に施設の指定管理業務を担ってもらうなど、色々な手段で事務局経費を捻出してもらえるようなしくみを採用しているが、伊勢市には同様のしくみはあるか。

事務局 伊勢市の場合は、事務運営費180万を各団体へ交付し、指定管理業務は担ってもらっていない。

委員 今後はどうしていくのか。

事務局 税金で負担できる限度があるため、工夫しながら活動してほしいというスタートではあったが、時代が大きく変わっており、また、今後の団体の持続性が課題であるという意識はある。しかしながら、現在、指定管理業務については、まちづくり協議会ではなく、自治会に依頼しており、また、自治会へ施設の譲渡をしていく動きがあるので、指定管理業務をまちづくり協議会に担ってもらうことは考えにくい。

委員 他の自治体では、規模の大きいコミュニティセンターの指定管理を依頼しているため、役員報酬を支払うことを可能としているところがある。資金的にも施設の使用料を収入し、施設

の利用率を向上させれば役員報酬の支払いが可能となる。難しいことではあるが、何らかの収入を得る手段がないと厳しい。

委 員 いくらでも交付金を支払えるわけではないため、何らかの稼ぐ手段が必要である。しかしながら、必ずしも全てのまちづくり協議会に稼ぐ手段があるかというところではない。厳しい中ではあるが、賃金や資材、電気代の上昇があるため、一定の事務運営費の増額が必要なのではないか。

委 員 それは必要である。

委 員 稼ぐ手段は、仕掛けなどがない限りはなかなかつくるのが難しい。

委 員 「②臨時特例事業に代わる新制度（持続可能な未来づくり事業【仮称】）」について、臨時特例事業の制度を変えていく中で事業のインシャルコストをみて、何かしらの収入が得られるしくみをつくるための３年間の補助という考え方であろう。

委 員 伊勢市の予算を超えたことはあるのか。

事務局 当初予算を多少超えたことはあった。審査の上で基準点を上回ったという状況で、予算の流用という手段をとった。

委 員 今回の提案で予算の範囲で実施するということは、例えば予算 500 万円という上限を設けてそこまでの範囲でやるということか。

事務局 そのとおりである。しっかり検討してもらった事業を優先的に採用し、伊勢市の負担もある一定程度に抑えるようなしくみが必要ではないかと考えた。

委 員 防災機能の強化や伝統文化継承事業は、毎年予算をつけなければならない傾向がある。出口が見えないため、目標を設定して３年間で防犯防災体制はここまでを整備するというような中期的な目標をつくらなければ、毎年定額で支出され、それが経常経費になり、なかなか新規事業ができない状況に陥ってしまう。

それを防ぐのが、地区まちづくり計画の見直し推進である。地区まちづくり計画に臨時特例事業がどのように位置づけられているか、そして達成すべき目標が設定されていることが必要なのかもしれない。皆でこういうふうにしていこうという計画があって、それをもとに、臨時特例事業に応募するというような方向があっても良い気がする。

現在、この審査は公開しているのか。

事務局 非公開である。審査は、市民交流課のほか、防災であれば危機管理課といったようにそれぞれのセクションに意見を求めている。

委 員 採択された事業については、シンポジウム等での交流は絶対必要である。

委 員 横展開もあり、良いと思う。

委 員 他のまちづくり協議会がどのようなことをやっているかという共有は重要である。それを皆の前で報告することは、事業の見直しにもなる。そして、外部で資金を援助してくれるところができたら非常に良い。皆の前で発表するのはそのような可能性も含んでいる。

委 員 NPOと連携するなどの加点要素を入れると、まちづくり協議会とNPOとの接点できて良いと思う。

- 委員 「③地域の主要課題の把握・設定のしくみ（地区まちづくり計画の見直し推進）」については、面白い提案だと思う。
- 委員 伊勢市では、集落支援員制度を導入しているのか。
- 事務局 導入していない。地域おこし協力隊は導入実績がある。
- 委員 集落支援員は、地域から導入できることが魅力であり、誰に就任してもらうかが重要な制度であるが、まちづくり協議会から就任してもらえると、人材確保の面で確実性が高い。
- 委員 地区まちづくり計画で見直しをまとめていくところまでが業務ということになるのか。
- 事務局 主要な業務としては、意見交換会やアンケート調査等による主要課題の把握設定になるが、それをもとに、通常のまちづくり協議会の活動も含めて、集落支援員という立場でも関わってもらおう。
- 実際、国が示す集落支援員制度の条件の大半を既にまちづくり協議会が担っているため、意見交換会やアンケート調査等を加えて確実に記録として残すことで、集落支援員として委嘱できるのではないかと考えている。
- 国の特別交付税措置であり、伊勢市としてはその分を一旦用意しなければならない。制度を調べる中で、23 地区中 1 地区のみ特別交付税措置を受けることができないため、その地区は伊勢市単独補助にて交付する。
- 委員 23 まちづくり協議会では、設立当初に作成した地区まちづくり計画を今も運用しているところが多いと聞いている。設立から一定程度時間が経っているため、見直しにはちょうど良い時期である。
- 交付金については、自己資金として事務局賃金や役員報酬等へ活用可能であるため、活動資金の増額になる。
- 事務局 意見交換会やアンケート調査等を行うというまちづくり協議会の意思が前提にはなってくるが、追加的に交付金を交付したい。
- 委員 事務上の負担が増加するが、そこに関してはまちづくり協議会でうまくやってもらうことになる。
- 委員 「①事務運営費」の一定の増額は引き続き検討し、「②臨時特例事業に代わる新制度（持続可能な未来づくり事業【仮称】）」はふるさと未来づくり推進委員会からも特に異論はないものとする。「③地域の主要課題の把握・設定のしくみ（地区まちづくり計画の見直し推進）」は事務局の負担は考慮しなければならないが、地区まちづくり計画を見直す非常に良いタイミングであり、臨時特例事業の見直しとともに、地区まちづくり計画で新制度での事業実施を位置づけてほしい。
- 3 年間で事業を立ち上げ、4 年目からはなるべく自分たちでもやっていけるようにする、あるいは外部資金を調達してもらう必要がある。

■次回会議 令和 5 年 10 月 19 日（木）午後 1 時 30 分～午後 3 時 いせトピア 1 階 会議室 1